

一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター広告掲載等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人守山野洲勤労福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）の発行する「センター通信および利用ガイド等」（以下「センター通信等」という。）への広告の掲載及び折込（以下「広告掲載等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の対象)

第2条 広告掲載等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) センター通信等の紙面への広告掲載
- (2) センター通信等に折り込む広告チラシや広告冊子

(掲載等基準)

第3条 センター通信等に掲載または折込できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝（故人の名刺広告を含む。）求人案内その他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 商品穀物取引に関する営業広告
- (5) 国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (6) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (7) その他掲載する広告及び折込として、理事長が適当でないと認めるもの

(広告の寸法、掲載位置等)

第4条 広告の寸法及び掲載位置等は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載については、位置等は申込書を受理した順序に従い、理事長が定める。

(料金)

第5条 広告料金は、別表のとおりとする。

第6条 削除

(広告掲載等の申込み)

第7条 広告の掲載または折込を希望する者（以下「申請者」という。）は、その掲載または折込を

希望するセンター通信等の発行月の前月初日までに、広告掲載等申込書（別記第1号様式）に広告の製版原稿「版下」または広告物を添付して、理事長に提出しなければならない。

（広告掲載等の決定等）

第8条 理事長は、前条の広告掲載等申込書を受理したときは、速やかに掲載又は折込の可否を決定し、申請者に広告掲載等通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（料金の納入）

第9条 前条により広告掲載等が決定した広告の申込者は第5条に定める広告の掲載料を理事長が発行する請求書（様式3）により定める日までに全額納付しなければならない。ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。

（料金の減免）

第10条 理事長は、次の各号に該当する場合は、料金を減免することができる。

- (1) 守山市・野洲市で発行する折込広告で、サービスセンター事業の推進に寄与するもの。
- (2) センター通信等に掲載する内容を、会員に周知するための折込広告。
- (3) その他、理事長が認めるもの。

（料金の還付）

第11条 既納の広告料は、原則として還付しない。ただし、理事長は、申請者の責めによらない事由または発行もしくは編集の都合により、申込書による広告の掲載または折込ができなかったときは、既納の広告料を還付するものとする。

（広告の責任）

第12条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

（広告の折込）

第13条 広告の折込は、広告掲載等申込書により申請者が希望するセンター通信等の発行に合わせてサービスセンターが行う。

（掲載または折込の取り消し）

第14条 理事長は、申請者がこの要綱に違反した場合は、広告の掲載または折込の決定を取り消すことができる。

2 前項の決定取り消しにより申請者に損害が生じても、理事長は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表

<掲載広告>

1. センター通信

寸 法	料 金	
	会員事業所	一般事業所
1/8	2,000 円	4,000 円
1/4	3,500 円	7,000 円
1/2	7,000 円	14,000 円
全 面	15,000 円	30,000 円

2. 利用ガイド

寸 法	料 金	
	会員事業所	一般事業所
1/8	5,000 円	10,000 円
1/4	10,000 円	20,000 円
1/2	20,000 円	40,000 円
全 面	30,000 円	60,000 円

<折込広告>

寸 法	料 金	
	会員事業所	一般事業所
A 4 以下一枚	3,500 円	7,000 円
A 3 一枚	5,000 円	10,000 円
センター通信の重 量以下の冊子	10,000 円	20,000 円
センター通信の重 量を超える冊子	25,000 円	50,000 円

普通紙を1枚ずつ封入し、A3サイズ等はA4サイズ以下に折りたたんで封入。